

- 1 入札結果通知書（会津地方振興局→申立者／5月21日付け）……1頁
- 2 入札結果異議申立書（申立者→会津地方振興局／5月24日付け）……2頁
- 3 入札結果異議申立書に関する回答書（会津地方振興局→申立者／5月31日付け）
……3頁
- 4 再苦情申立書（申立者→会津地方振興局／6月3日付け）……4頁



22会振第944号
平成22年 5月21日

荒井建設株式会社
代表取締役 荒井 直幸 様

福島県会津地方振興局長
(公 印 省 略)

入 札 結 果 通 知 書

平成22年3月24日に条件付一般競争入札（総合評価方式）を実施しました下記の工事について、落札の決定を保留していましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなさいと決定しましたので通知します。

なお、株式会社高橋建設を落札者とししましたのでお知らせします。

記

- 1 工事番号 09-41350-0491
- 2 工事名 緊急地方道整備工事
- 3 工事箇所 喜多方市熱塩加納町宮川地内（太平喜多方線）
- 4 落札価格（税抜き） 27,280,000円
- 5 理由
 - (1) 労務者確保や配置内容において、業務内容と労務者の配置が不整合であり、説明のたびに内容が変わっている。
 - (2) 資材購入先及びその関係において、当該工事に必要不可欠な主要材料が当初は計上されていないにもかかわらず、再調査時に費用を追加しているなど、説明のたびに内容が変わり不整合である。
 - (3) 諸経費の詳細内容において、工種毎に必要な配置人員及びその経費と、下請業務内容及び下請に関する外注経費の資料について、調査確認のたびに説明内容と資料が変わっている。

(事務担当 出納室 小林 電話 0242-29-5472)



平成22年 5月24日

福島県会津地方振興局長 様

喜多方市熱塩加納町山田字道ア
荒井建設株式会社
代表取締役 荒井 直幸
TEL0241-36-3055 FAX0241-36-3056



入札結果異議申立書

※印紙は白紙

対象工事 平成22年2月26日入札公告
平成22年3月24日開札9:00～
工事番号 09-41350-0491
工事名 緊急地方道整備工事
工事箇所 喜多方市熱塩加納町宮川地内(大平喜多方線)

平成22年 5月21日付で上記工事の条件付一般競争入札(総合評価方式)の入札結果通知書を受け取りましたが、通知内容に異議がありますので申し立ていたします。

異議

- 5 理由 (1)
労務者確保や配置内容については、業務内容など調査方法に対しての説明資料内容であり適正である。
- 5 理由 (2)
資材購入先及びその関係の資材モルタルは、必要不可欠な主要資材には当てはまらず調査員に追加するように求められた内容であり適正である。
- 5 理由 (3)
諸経費の詳細内容については、一式の分解内容の配置人員及びその経費は給与明細(写)まで提出させられましたがそこまで合致しなければならないのでしょうか。
下請けに関する資料は、下請け参考見積り全体の中から外注経費に分解する説明であり値引きを強要するようなことではなく適正である。

以上の通り、考え方・金額に若干の相違はあると思いますが、失格基準1・2・3の範囲内であると考えますので説明を求めます。

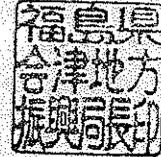


入札結果異議申立書に関する回答書

平成22年 5月31日

荒井建設株式会社
代表取締役 荒井 直幸 様

福島県会津地方振興局長 島 利行



工事番号	第 09-41350-0491 号
工事名	緊急地方道整備工事
異 議 内 容	
<p>1. 労務者確保や配置内容については、業務内容など調査方法に対しての説明資料内容であり適正である。</p> <p>2. 資材購入先及びその関係の資材モルタルは、必要不可欠な主要資材には当てはまらず調査員に追加するように求められた内容であり適正である。</p> <p>3. 諸経費の詳細内容については、一式の分解内容の配置人員及びその経費は給与明細まで提出させられましたがそこまで合致しなければならないのでしょうか。 下請けに関する資料は、下請け参考見積もり全体の中から外注経費に分解する説明であり値引きを強要するようなことではなく適正である。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 工種毎に適正な人員配置で確実に施工できるかどうかの調査に関して、1回目調査の配置人員数と、2回目調査の配置人員数がそのたびに違うため確実に施工できないと判断します。</p> <p>2. 雪崩予防柵の基礎工である鋼管杭は岩盤を掘削して設置しますが、モルタルはそれを固定する重要な材料であります。当初、その資材購入先が記載されていなかったため、再調査で追加していることは適正な施工がなされないと判断します。</p> <p>3. 低入札価格時の積算内容が適正に積算され、品質管理、安全管理、賃金の支払い、下請契約及び支払い等が確実に執行されるかどうかの調査であり、不適切な入札価格を防止するために必要な調査であります。 下請けの参考見積もりにおいては、外注経費の一般管理費は材料を差し引いた額としていること。また、再調査で下請けの配置人員を増加しているなどから確認のたびに資料と説明に相違があり、不整合と判断します。</p> <p>以上のことから、失格基準1（純工事費、現場管理費、一般管理費）でなく、低入札価格調査の結果において、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、「適合した履行がなされないと認められる」と判断しました。</p>	

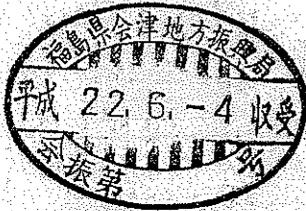


様式第1号

平成 22年 6月 3日

再苦情申立書

福島県会津地方振興局長 様



再苦情申立者

福島県喜多方市熱塩加納町山田字道西46-

荒井建設株式会社

代表取締役 荒井 直幸

TEL0241-36-3055 FAX0241-36-3056

※印影は白紙

<p>申立対象工事</p>	<p>工事番号 09-41350-0491 工事名 緊急地方道整備工事 工事箇所 喜多方市熱塩加納町宮川地内(大平喜多方線)</p>
<p>申立事項</p>	<p>低入札価格調査実施に当たり、対象工事が統一された内容で調査されているか、調査全件を含め精査を求めます。</p>
<p>申立根拠</p>	<p>入札結果異議申立書に関する回答書では、1回目調査の配置人員漏れ分は明らかに自社人員にもかかわらず2回目調査資料が認められないこと。モルタル資材の購入先が記載されないだけで適正な施工がされないと判断されること、全資材について記載と説明すべきである。下請けの調査は参考見積から自社施工分を差し引いた分であり、又、下請けの配置人員は増加していないのに不整合の判断。</p> <p>さらに調査様式第1号から第11号の他、技術職員名簿(全員分健康保険被保険者証写し、資格者証写し含)、交通管理、過積載防止対策、異常気象時の対策計画、緊急時の体制、第三者への安全対策、工程表、品質管理の内容・方法、交通誘導員配置方法、作業時・緊急時の対策、交通規制過去5年間の全公共工事名及び発注者(契約書写し・工事成績写し含)等240ページにも及ぶ膨大な資料作成、又、落札候補第1位の連絡から低入札調査1ヶ月間、入札結果決定通知まで2ヶ月間にも及ぶ調査期間である</p>